

栃木市審議会等委員への女性登用推進要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、とちぎ市男女共同参画プランに基づき、審議会等において女性の積極的な登用を図り、市の政策、方針決定の場への女性の参画を促進することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 法令又は条例に基づき設置される附属機関
- (2) 広く市民等の意見を市政に反映することを目的として設置された懇談会等

(目標)

第3条 審議会等の委員(前条第2号の懇談会等の参加者を含む。以下同じ。)について女性の登用を積極的に推進し、女性委員の構成比率を30パーセント以上とすることを目標とする。

2 女性委員がいない審議会等については、速やかに女性委員を登用するよう努める。

3 既に女性委員の構成比率が30パーセント以上に達している審議会等については、更に男性委員と女性委員の構成比率が等しくなるよう努める。

(委員選任規定等の見直し)

第4条 審議会等を所管する課等の長(以下「所管課長」という。)は、審議会等の委員への女性登用推進の観点から、条例、規則等における委員の選任規定及び内規、慣行等による委員の選任等の方法が適切であるかを見直し、必要と認められる場合は、速やかに所要の改正等を行うものとする。

(登用の推進)

第5条 所管課長は、別表に掲げる登用の推進方法により審議会等の委員への女性の積極的な登用に努めるものとする。

(報告)

第6条 所管課長は、審議会等における委員の選任等の際、女性の占める割合が30パーセントに満たないで選任等をした場合は、女性登用状況報告書(別記様式)に当該審議会等の新旧委員名簿を添えて、人権・男女共同参画課長に報告するものとする。

(構成状況報告)

第7条 人権・男女共同参画課長は、毎年4月1日現在の審議会等の委員の女性委員の構成状況を調査し、栃木市男女共同参画審議会に報告するとともに、公表するものとする。

(女性人材リスト)

第8条 人権・男女共同参画課長は、審議会等の委員の候補者となりうる女性の人材に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

2 所管課長は、女性の人材の把握に積極的に努めるとともに、人権・男女共同参画課長の行う情報収集に協力するものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成28年9月1日から施行する。

別表(第5条関係)

登用の推進方法

区分	推進方法
----	------

クオータ制	団体へ委員の推薦を依頼する際は、性別を基準に人数を割り当て、一方の性の委員が占める割合が、全体の30パーセントを下回らないように努めること。
団体推薦	<p>(1) 団体推薦の委員については、当該団体の長の職にある者や役員に限定せず、女性の適任者の推薦を依頼することにより、女性の登用を図ること。</p> <p>(2) 委員の推薦団体の見直しを行い、女性の登用が可能な団体を加えるなどの配慮をすること。</p>
公募制	委員等の公募制の導入や、公募枠の拡大を図るとともに公募する委員のうち、2分の1以上が女性委員となるように努めること。
学識経験者	専門分野に女性が少ない場合、その分野を狭義ではなく関連する領域まで範囲を広く捉え、特定の職種にこだわらず、女性を登用するように努めること。
女性人材リスト	委員として適任の女性がいない場合は、人権・男女共同参画課で把握している女性人材リストを積極的に活用すること。

別記様式（第6条関係）

女性登用状況報告書

年 月 日

（宛先）人権・男女共同参画課長

所管課長

審議会等の委員の選任等の際、女性委員の構成比率が30パーセントに満たないで、選任等をしたので、次のとおり報告します。

審議会等名称			
根拠法令等	<input type="checkbox"/> 地方自治法第180条の5 <input type="checkbox"/> 地方自治法第202条の3 <input type="checkbox"/> 上記以外の法律、政令又は条例 <input type="checkbox"/> 規則、規程、要綱等 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
改選（新規）年月日	年 月 日（任期 年）		
新任、改選等前の登用状況	委員総数 人	うち女性 人	女性委員の割合 %
新任、改選等後の登用状況	委員総数 人	うち女性 人	女性委員の割合 %
女性委員を30%以上登用できない理由			
担当係及び担当者氏名			
電話番号			

備考

- 1 女性委員の割合の算出については、小数点以下2位四捨五入
- 2 新旧委員名簿（様式任意）を添付してください。